

令和8年度 赤い羽根「福祉でまちづくり助成事業」実施要項

1. 目的

現在、少子高齢化や核家族化の進行、地域のつながりの希薄化など様々な福祉課題が混在している。

このような状況の中、総社市社会福祉協議会では、「誰もが安心して豊かに暮らせる地域づくり」の実現に向けた様々な地域福祉活動を展開しており、今後も多様な団体と連携・協働し、福祉課題の解決に取り組むことが求められている。

そこで、福祉課題の解決に向けた、自主的かつ先駆的で公益性の高い事業に助成を行うことで、住民主体の支えあい・助けあい活動がさらに広がり、地域の福祉力が高まることを目的に実施する。

2. 対象団体

住民の支えあい活動や福祉課題の解決に向けた活動に取り組む住民組織・ボランティア団体など「福祉のまちづくり」に取り組むことができる団体で、次の要件をすべて満たす団体とする。

- (1) 市内に活動の拠点を置いている団体
- (2) 継続した活動が期待できる団体
- (3) 本会と連携して活動ができる団体
- (4) 積極的な募金活動ができる団体
- (5) その他、審査会において必要と認めた団体

3. 対象事業（例示）

- ・生活支援（買い物、移動支援等）に関する活動
- ・地域での見守りや支えあい事業に関する活動
- ・集いの場づくりに関する活動
- ・子ども、子育て支援に関する活動（学習支援や子ども食堂等）
- ・世代間交流事業に関する活動
- ・ひきこもり支援に関する活動
- ・防災・減災に関する活動（福祉に特化した住民主体の活動）
- ・福祉教育の推進に関する活動
- ・生活困窮者への支援に関する活動
- ・障がい者・児への支援に関する活動

4. 事業費

全体助成額を97万円とし、1団体あたりの助成額は総事業費の90%を上限とする。助成額は審査会にて事業内容や規模に応じて決定し、新規事業や先駆的な事業を優先的に配分するものとする。なお、同事業の継続回数が3回以上の事業については、申請額の50%を助成の上限とする。

5. 申請方法

実施申請書に必要事項を記入し、**5月29日（金）**までに事務局（総社市社会福祉協議会内）に提出する。

6. 助成決定

本会は、助成事業実施申請書を受理した後、当該申請事業に係る審査を行い、助成が決定した団体に対し、助成事業の決定通知を行う。

7. 助成期間

助成期間は、助成を受けようとする年度内（7月～1月）を範囲とする。

8. 対象経費

- ・会議費
- ・印刷製本費
- ・消耗品費
- ・通信運搬費
- ・修繕費
- ・食糧費
- ・諸謝金
- ・旅費交通費
- ・使用料及び賃借料
- ・その他 総社市共同募金委員会会長が認める経費

9. 事業実施の流れ

4月～5月 : 本事業の広報・周知、申請受付開始

6月下旬 : 書類及び面接による審査会の実施

7月上旬 : 助成決定及び審査結果の通知

7月～1月 : 本事業の実施

2月8日（月） : 実績報告書の提出（助成決定団体のみ）

※期日までに事業実施を完了し、事業終了後、速やかに実績報告書・助成金請求書・口座振替依頼書を提出すること。

10. 事業実施上の留意点

- ① 用途周知の観点から、案内やチラシ等に赤い羽根共同募金の助成を活用した事業である旨を必ず明示し広報すること。
- ② 助成事業実施時に必ず募金活動を行うこと。
- ③ 本事業以外で助成金等の交付がある場合も助成対象とするが、自己資金の確保に努めること。
- ④ 助成決定後、やむを得ず実施内容が変更となる場合は、事業実施前に、総社市社会福祉協議会と協議すること。また、申請内容と異なる事業を実施した場合は、助成金を返還いただく場合がある。